

特別保育の対象となる職種のガイドライン

特別保育は、保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合

1、社会生活を維持する上で必要な施設の従事者

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
食料品販売施設	卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	食堂等の飲食店、(宅配・テークアウトサービスを含む。)
宿泊施設関係	寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、モノレール、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
生活必需物資製造工場等	食品等の工場、作業場 等
金融機関・官公署等	警察、消防、官公署、銀行、証券取引所、証券会社、保険事務所 等 ※在宅勤務等で家庭保育可能な場合を除く
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、ごみ処理関係 等

2、社会福祉施設等の従事者

施設の種類	内 訳
社会福祉施設等	保育所、こども園、小規模保育事業所、放課後時児童クラブ 等
	介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

3、その他、真にやむを得ない事情がある場合

上記 1、2 には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合など、各施設がやむを得ないと判断した場合。